

鳥取市工業団地整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市工業団地整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市土地開発公社が行う工業団地を新たに新增設する事業を支援することにより、企業立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業の指定)

第3条 市長は、別表の第1欄に掲げる者が別表の第2欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合は、本補助金を交付することのできる事業として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、当該事業の建設計画が明らかになったときは、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定申請書（様式第1号）及び鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定通知書（様式第3号。以下「指定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の指定辞退の届出等)

第4条 指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定辞退届（様式第4号）を指定通知書の写しを添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 別表の第2欄に掲げるいずれかの要件を満たさなくなることが明らかになったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 2 市長は、前項の規定による鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定辞退届の提出があったときは、指定を取り消し、当該届出者に通知するものとする。
- 3 指定を受けた者は、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定申請書に記載した工業団地新增設に係る事業費を超える増額が生じたとき又は2割以上の減額が生じたとき（第1項各号に該当する場合を除く。）は、速やかに、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定変更申請書（様式第5号）及び鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業変更計画書（様式第6号）を指定通知書の写しを添付の上、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定変更申請書の提出が

あったときは、その内容を審査し、指定通知書に記載した指定の内容を変更したときは、鳥取市工業団地整備事業補助金対象事業指定変更通知書（様式第7号。以下「指定変更通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の額）

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請等）

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ鳥取市工業団地整備事業報告書（様式第8号）、鳥取市工業団地整備事業施設別報告書（様式第9号）及び鳥取市工業団地整備事業収支決算書（様式第10号）によるものとする。

2 本補助金は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業等とし、実績報告を要しないものとする。

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（財産の処分制限）

第8条 本補助金の対象となった不動産を、第2条に規定する交付目的を達成するために譲渡又は貸し付ける場合にあつては、本補助金の交付決定をもって規則第16条に定める市長の承認があつたものとする。

2 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

3 規則第16条第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 事業実施主体	2 補助対象事業	3 補助対象経費
<p>鳥取市土地開発公社</p>	<p>市内工業団地への企業の立地（市内工業団地への企業の立地が見込まれる以前の場合を含む。）に伴い、当該工業団地を整備する事業で、次の要件を満たす事</p> <p>1 対象地域 布袋工業団地</p> <p>2 企業立地要件 次に掲げるいずれかの企業の立地を伴う事業であること。 (1) 投資額1億円以上かつ新規常時雇用労働者数10人以上 (2)新規常時雇用労働者数20人以上</p> <p>3 対象施設 次に掲げる施設にかかる事業であること。ただし、前項の要件を満たす企業立地事業の対象範囲内の施設とする。 (1) 工業団地区域内 用地造成（新規の造成工事含む。）及び道路、公園、緑地、広場、排水施設、上水道（地下水）、防火水槽の改築並びに整備</p>	<p>補助対象経費は、次により算出して得た額の合計額とする。</p> <p>・工業団地の整備に要する実負担額^(注1)から分譲による収入額^(注2)を差し引いた額</p> <p>(注1) 工業団地の整備に要する実負担額とは、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費（新規に造成する用地は除く。）、その他市長が特に必要と認めた費用の合計額（事務費を除く。）をいう。</p> <p>(注2) 分譲による収入額とは、当該事業により整備した分譲用地（新規に造成した用地を除く。）を全て譲渡した金額をいう。ただし、実施計画年度内に譲渡できない場合は収入見込額とし、実譲渡額が見込額を下回っても補助金額の変更はしない。</p>